

# (仮称)イケア長久手

## 大規模小売店舗立地法指針項目チェックリスト

### 1 概要

リニモ公園西駅の西側に家具・インテリア用品店を新設する(法第5条第1項)

### 2 届出の内容

届出年月日	平成28年6月24日		
店舗	店舗名称	(仮称)イケア長久手	
	店舗所在地	名古屋都市計画事業公園西駅周辺土地区画整理事業地内 1街区1,2の一部	
設置者	名称	イケア・ジャパン株式会社	
	代表者	代表取締役 ピーター・リスト	
	住所	千葉県船橋市浜町二丁目3番30号5階	
	その他	なし	
小売業者	名称	イケア・ジャパン株式会社	
	代表者	代表取締役 ピーター・リスト	
	住所	千葉県船橋市浜町二丁目3番30号5階	
	その他	なし	
店舗面積	20,000 m <sup>2</sup>		
施設の配置	駐車場	位置	別紙図面のとおり
		台数	1412 台 (指針台数: 1207 台)
	駐輪場	位置	別紙図面のとおり
		台数	70 台
	荷捌施設	位置	別紙図面のとおり
		面積	935 m <sup>2</sup>
	廃棄物保管施設	位置	別紙図面のとおり
		容量	78.4 m <sup>3</sup>
施設の運営	営業時間	開店	午前8時
		閉店	午後11時
	駐車場利用時間帯	午前7時30分から午後11時30分まで	
	駐車場出入口	数	3箇所
		位置	別紙図面のとおり
	荷捌時間帯	24時間	
新設する日	平成29年10月1日		

### 3 参考事項

敷地面積	47,897 m <sup>2</sup>		
建築面積	31,184 m <sup>2</sup>		
延床面積	56,646 m <sup>2</sup>		
業態	住・生活関連品専門店		
用途地域	近隣商業地域	—	—
備考			

### 4 基本的配慮事項

配慮事項	記述事項
(1) まちづくり計画の検討	都市計画及び中心市街地活性化基本計画等について情報収集し、検討します。
(2) 深夜営業の対応	アイドリングストップの呼びかけを行います。
(3) 住民説明会の開催	地域住民等の理解が十分得られるよう説明・周知
(4) テナントの履行確保	設置者と小売業者が同一のため不要
(5) 責任者の任命	店長を責任者として任命
(6) 予測乖離時の措置	再調査・再対策を検討の上、必要措置を実施
(7) 通年の臨時措置	年末年始は交通整理員を配置
(8) 開店時の臨時措置	交通整理員を配置

# (仮称)イケア長久手

## 5 施設の配置及び運営方法に関する事項

### 1 駐車需要の充足・周辺地域の利便確保のための配慮

#### (1) 交通に係る事項

#### ア 駐車場の必要台数の確保

#### (ア) 小売店舗の必要駐車台数

#### a 指針による算出

なし

#### b 指針によらない「特別な事情」による算出

行政人口	店舗面積S	日來客数 原単位A (人/千㎡)	ピーク率B	駅からの距離 (商業系地域の 場合)	自動車分担率C	平均乗車人員D	ピーク1hの 来台車数F $S/1000 \times A \times B \times C/D$	平均駐車 時間係数G	必要駐車台数 F×G
55,866人	20,000 ㎡	950	14.40%	50 m	63.00%	2.50 人	689 台	1.75	1,207 台

総駐車台数	従業員等駐車台数	業務用駐車台数	搬出入用駐車台数	併設施設駐車台数	来客用駐車台数	評価
1,464 台	52 台	0 台	0 台	0 台	1,412 台	○

※計画地は近隣商業地域ですが、必要駐車台数及びピーク時来台数については、交通管理者との協議により自動車分担率を45%から63%(実績データより)に引き上げた数値を用いています。

#### (イ) 小売店舗に併設施設を含めた必要駐車台数

#### a 指針の参考式による算出

併設施設 の面積	併設施設の割合 (併設施設面積/店舗面積)	必要駐車台数
1,815 ㎡	9.1%	1,207 台

総駐車台数	従業員等駐車台数	業務用駐車台数	搬出入用駐車台数	来客用駐車台数	評価
1,464 台	52 台	0 台	0 台	1,412 台	○

#### イ 駐車場の位置及び構造等

1平面自走オペレーター:無	2平面自走オペレーター:有	3機械式駐車場	共用駐車場数	ピーク1hの来台車数
1箇所	0箇所	0箇所	0箇所	689 台

#### ウ 駐車場形式・出入口数・位置・駐車待スペース・分散確保・交通整理

敷地内 駐車場	種別	1	収容台数	1,412 台	歩行者動線	分離	騒音配慮	段差の解消	排ガス配慮	アイドリングストップ	評価
	出入口数	道路種別	道路幅員	歩道	交差点距離	駐車待スペース	予測来台車数	道路形態	入出庫方法	整理員	
南	1箇所	県道	71m	あり	31m	58m	289	中央分離帯	左折のみ	なし	○
北	1箇所	市町村道	12m	あり	51m	0m	400	双方向	左折のみ	なし	○
西	1箇所	市町村道	12m	あり	6m	30m	400	双方向	左折のみ	なし	○
東	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
交通整理員等の配置 年間を通して混雑する時期のみ配備											

	駐車場法の基準	駐車場出入口の数・位置	駐車待スペース	駐車場の分散確保	出入口における交通整理
評価	○	○	○	○	○

#### エ 周辺交通状況の把握

交通量調査	来客車両等の方向別予測	店舗周辺状況調査	交通流動の予測
実施	実施	実施	実施(交差点需要率等の検討)

# (仮称)イケア長久手

## (ア)交差点需要率等の検討

		休日			平日		
		現況	開店後	評価	現況	開店後	評価
交差点A	需要率	0.465	0.538	○	0.587	0.659	○
	将来交通量/可能交通容量	0.642	0.793	○	0.666	0.815	○
	ピーク時間帯	16時台			08時台		
交差点B	需要率	0.358	0.440	○	0.452	0.537	○
	将来交通量/可能交通容量	0.317	0.491	○	0.432	0.611	○
	ピーク時間帯	16時台			08時台		
交差点C	需要率	0.151	0.456	○	0.286	0.428	○
	将来交通量/可能交通容量	0.284	0.550	○	0.430	0.626	○
	ピーク時間帯	13時台			08時台		
交差点D	需要率	0.626	0.671	○	0.486	0.595	○
	将来交通量/可能交通容量	0.263	0.956	○	0.194	0.912	○
	ピーク時間帯	13時台			08時台		
交差点E	需要率	0.398	0.398	○	0.630	0.660	○
	将来交通量/可能交通容量	0.543	0.617	○	0.910	0.984	○
	ピーク時間帯	10時台			08時台		
交差点F (流入部A右折)	需要率	—	—	—	—	—	—
	将来交通量/可能交通容量	非常に小	小	○	遅れなし	非常に小	○
	ピーク時間帯	10時台			14時台		
交差点F (流入部C右折)	需要率	—	—	—	—	—	—
	将来交通量/可能交通容量	非常に小	小	○	遅れなし	非常に小	○
	ピーク時間帯	10時台			14時台		
交差点G	需要率	0.295	0.350	○	0.499	0.556	○
	将来交通量/可能交通容量	0.493	0.638	○	0.662	0.709	○
	ピーク時間帯	16時台			08時台		
交差点H	需要率	0.400	0.477	○	0.501	0.580	○
	将来交通量/可能交通容量	0.585	0.675	○	0.746	0.839	○
	ピーク時間帯	16時台			17時台		
交差点I	需要率	0.552	0.625	○	0.733	0.806	○
	将来交通量/可能交通容量	0.853	0.990	○	0.997	1.099	○
	ピーク時間帯	15時台			08時台		
交差点I (信号現示の見直し後)	需要率	—	—	—	0.733	0.803	○
	将来交通量/可能交通容量	—	—	—	0.997	0.989	○
	ピーク時間帯	—			08時台		
入口②北西交 差点(流入部A 右折)	需要率	—	—	—	—	—	—
	将来交通量/可能交通容量	—	非常に小	○	—	非常に小	○
	ピーク時間帯	13時台			08時台		

### ※周辺道路の混雑を回避するための対策等

繁忙期については、状況に応じて適宜交通整理員を配置致します。  
 オープン時チラシに来店経路を掲載致します。  
 駐車場出入口に誘導看板を設置することにより、スムーズな入庫を促します。  
 なお、交差点Iの混雑度が1.0を超えている方向については、信号現示の見直しが予定されており、変更されると0.989となります。

# (仮称)イケア長久手

## オ 駐輪場等の確保等

駐輪場の位置及び箇所数	店舗西側入口付近に1箇所
駐輪場の収容台数	70台
標準収容台数	572台
収容台数根拠	類似既存店舗(イケア船橋店)の利用実態から算出 必要台数34台

位置評価	台数評価
○	△

## ※駐輪台数の算出根拠

類似既存店舗の駐輪場の利用実態に基づき、計画店舗の必要駐輪台数を算出しました。

類似店舗	イケア船橋店
調査日	平成27年7月26日(日)
店舗面積	23,499 m <sup>2</sup>
9:00～	17台
10:00～	39台
11:00～	33台
12:00～	35台
13:00～	40台
14:00～	40台
15:00～	39台
16:00～	34台
17:00～	32台
18:00～	27台
19:00～	26台
20:00～	24台
21:00～	22台

店舗面積比を乗じて必要駐輪台数を算出する。

$$40台 \times (20,000 m^2 / 23,499 m^2) \approx 34台$$

必要駐輪場台数	34台
---------	-----

必要駐輪台数34台に対して、設置台数70台を確保する計画としております。

## カ 自動二輪車の駐車場の確保

自動二輪車駐車場の確保	確保	収容台数	30台
位置及び箇所	店舗西側入口付近駐輪場横に1箇所		

位置評価	台数評価
○	○

## キ 荷捌施設の整備等

### (ア) 荷捌施設の整備

停車位置	専用出入口・通路	面積	営業時間外の搬入	平均処理時間	同時処理可能台数	ピーク時車両数	処理能力
敷地内	隔離	767m <sup>2</sup>	あり	40分	6台	3台	○
敷地内	隔離	168m <sup>2</sup>	あり	20分	3台	2台	○

### (イ) 計画的な搬入

搬入ピーク	台数	道路混雑ピーク	道路余裕時間帯	施設運営計画の有無	荷捌待スペース	評価
4:00～7:00 9:00～10:00	3台	7:00～8:00	4:00～6:00	なし	なし	○

## ク 経路の設定等

### (ア) 車両関係

#### a 来客車関係

案内表示の設置	交通整理員の配置	情報提供	生活道路の回避	通学路の回避	療養施設等の回避	右折経路
あり	配置なし	チラシ配布	非回避	回避	回避	なし

#### b 搬出入車両関係

通学路との交錯	登下校時間の運行	登下校時間の交通整理員
なし	—	—

※非配備の場合等の対応

#### c バス・タクシー等交通機関関係

駐車場の確保
バス・タクシー等の停留所なし

#### d 地方公共団体・公共交通事業者の事業関係

パークアンドライド事業等への協力
事業なし

評価
○

(仮称)イケア長久手

(イ) 歩行者通行関係

通り抜け可能通路の保持	通行妨害施設	閉店後の夜間照明の設置
必要なし	なし	必要なし

評価
○

(ウ) 廃棄物・リサイクル関係

廃棄物減量化計画	リサイクル活動推進計画
実施	実施

評価
○

(エ) 防災・防犯対策への協力

a 防災への協力

避難場所の提供	物資の緊急提供	その他
締結可能	締結可能	

b 防犯への協力

夜間照明の配置	警備員等の巡回	その他
配慮なし	なし	閉店後は駐車場を閉鎖、及び機械警備の実施 店内及び店外に防犯カメラの設置

評価
○

2 生活環境悪化防止関係

(1) 騒音発生に係る事項

ア 騒音問題対応策

(ア) 一般的対策

	住居(距離)	高層住居(距離)	騒音発生源	遮音壁(高さ)	緑地帯	その他の対策
南方向	なし	なし	来客車両	なし	なし	-
北方向	71 m	なし	来客車両	なし	なし	-
西方向	43 m	なし	来客車両	なし	なし	-
東方向	48 m	なし	大型車両	5.5m	なし	-

遮音壁の影響	遮音壁設置あり
--------	---------

(イ) 営業活動の騒音対策

早朝・深夜荷捌きの有無	あり
荷捌施設建築計画面での配慮	十分な作業スペースを確保
荷捌作業運営面での配慮	搬入車両の徐行運転と不必要なアイドリングの禁止を徹底
放送設備使用面での配慮	屋外放送なし

(ウ) 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策

冷却塔、室外機等からの騒音配慮	低騒音型機器を導入。必要最小限の稼働。定期的にメンテナンス。
給排気口等からの騒音配慮	吹出し、吸込み口の形状検討、ダクトの吸音対策
駐車場からの騒音配慮	アイドリングストップの呼びかけを行う。駐車場利用時間終了後は出入口を閉鎖します。
廃棄物収集作業等に伴う騒音配慮	早朝、深夜の作業回避。極力段差の無い構造とします。収集車両には徐行運転を徹底します。
経年劣化等の事後対策	定期的なメンテナンスを実施します。

(エ) 併設施設における騒音対策

施設面の騒音配慮	小売店舗と同様の対策を行います。
運営面の騒音配慮	小売店舗と同様の対策を行います。

イ 騒音の予測評価

予測対象騒音	定常騒音	空調機室外機	48	冷却塔		給排気口	51	変電施設		浄化槽		ポンプ	11		
	変動騒音	冷凍機室外機		キュービクル	3										
		自動車走行	○	後進警報ブザー	○	台車走行	○	BGM		アナウンス					
	衝撃騒音	ゴミ収集作業	○	アイドリング											
		荷降り音	○	台車走行	○										
建物の構造(高さ)		鉄骨造、地下1階、地上3階、屋上搭屋2階													

(ア) 等価騒音レベル予測

		北西(A)	北(B)	北東(C)	東(D)	南西(E)	西(F)
用途地域		市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域	第1種中高層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域
設置者	昼間基準値	55 dB	55 dB	55 dB	55 dB	55 dB	55 dB
	夜間基準値	45 dB	45 dB	45 dB	45 dB	45 dB	45 dB
	昼間等価騒音レベル	48.8 dB	43.1 dB	47.2 dB	51.2 dB	39.7 dB	43.8 dB
	評価	○	○	○	○	○	○
県	夜間等価騒音レベル	41.8 dB	37.1 dB	41.1 dB	44.8 dB	32.8 dB	35.4 dB
	評価	○	○	○	○	○	○
昼間等価騒音レベル検証							
夜間等価騒音レベル検証							

※基準値を超えた場合の対応等

全ての予測地点において等価騒音レベルは環境基準を下回ります。なお、周辺住民から苦情等が発生した場合には、誠意をもって対応致します。

# (仮称)イケア長久手

## (イ)夜間における騒音ごとの予測

A 商工系地域で周囲50m以内に学校、保育所、病院、患者収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの有無							無
B 工業地域で住居系地域との境界線を50m以内に有するか否か							
上記A・Bの具体的内容		—					
用途地域		北西(P1)	北(P2)	北東(P3)	東(P4)	西(P5)	西(P6)
基準値を5dB減ずる要因		なし	なし	なし	なし	なし	なし
基準値		50 dB	50 dB	50 dB	50 dB	50 dB	40 dB
設置者	定常騒音の騒音レベル	38.6 dB	43.5 dB	48.9 dB	46.5 dB	45.9 dB	38.7 dB
	評価	○	○	○	○	○	○
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	55.7 dB	66.8 dB	68.1 dB	73.9 dB	45.8 dB	50.4 dB
県	定常騒音の騒音レベル検証	△	△	△	△	○	△
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証						

A 商工系地域で周囲50m以内に学校、保育所、病院、患者収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの有無							無
B 工業地域で住居系地域との境界線を50m以内に有するか否か							
上記A・Bの具体的内容		—					
用途地域		北(P1')	北(P2')	北(P2'')	北東(P3')	東(P4')	東(P4'')
基準値を5dB減ずる要因		なし	なし	なし	なし	なし	なし
基準値		50dB	50dB	50dB	50dB	50dB	50dB
設置者	定常騒音の騒音レベル	38.1 dB	42.0 dB	41.1 dB	47.1 dB	45.0 dB	43.2 dB
	評価	○	○	○	○	○	○
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	51.9 dB	60.8 dB	57.4 dB	61.3 dB	67.4 dB	64.6 dB
県	定常騒音の騒音レベル検証	△	△	△	△	△	△
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証						

用途地域		西(P6')
基準値を5dB減ずる要因		なし
基準値		40dB
設置者	定常騒音の騒音レベル	39.5 dB
	評価	○
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	42.9 dB
県	定常騒音の騒音レベル検証	△
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	

### ※基準値を超えた場合の対応等

規制基準を上回った北西(P1)、北(P2)、北東(P3)、東(P4)及び西(P6)は、隣地敷地境界及び直近住居外壁で予測した結果、北(P1')、北(P2'')、北東(P3')、東(P4'')及び西(P6')において基準値を上回る結果となりました。

隣地敷地境界及び直近住居外壁で予測した結果、すべての予測地点において上回る結果となりました。

予測地点P1'において、7階の高さ以上で基準値を超えているが、現在の建物の高さ(2階高さ)においては基準値内(P1': 37.9db)となっております。今後、7階建て以上の住居が建設される場合には、対策を講じることを検討致します。

予測地点P2''において、5階の高さ以上で基準値を超えているが、周辺環境に配慮して設置した遮音壁の効果により、建物の高さ(2階高さ)においては基準値内(P2'':47.9db)となっております。今後、5階建て以上の住居が建設される場合には、対策を講じることを検討致します。

予測地点P3'周辺では現在、農地であり、影響はないと考えますが、苦情等が発生した場合には真摯に対応いたします。

予測地点P4''において、3階の高さ以上で基準値を超えているが、周辺環境に配慮して設置した遮音壁の効果により、建物の高さ(2階高さ)においては基準値内(P4'':49.8dB)となっております。今後、3階建て以上の住居が建設される場合には、対策を講じることを検討致します。

予測地点P6'において、8階及び12階の高さ以上で基準値を超えているが、現在、更地であり、予測高さ(7階高さ)においては基準値内(P6': 38.8db)となっております。今後、8階建て以上の住居が建設される場合には、対策を講じることを検討致します。

現状として周辺住居への著しい影響はないと考えますが、静穏に努めて運用して参ります。また、万一、周辺住民の方々より騒音に関する苦情等が発生した場合には真摯に対応いたします。

(仮称)イケア長久手

(2) 廃棄物関係  
(ア)小売店舗の必要保管容量  
a 指針に分類される廃棄物等

取扱品目	届出容量	保管日数	日排出量	見かけ比重	必要保管容量	見かけ比重の変更	評価
紙廃棄物用	25.00 m <sup>3</sup>	1日	1.402 t	0.10 t/m <sup>3</sup>	14.02 m <sup>3</sup>	変更なし	○
金属製廃棄物用	2.00 m <sup>3</sup>	1日	0.084 t	0.10 t/m <sup>3</sup>	0.84 m <sup>3</sup>	変更なし	○
ガラス製廃棄物用	2.00 m <sup>3</sup>	1日	0.064 t	0.10 t/m <sup>3</sup>	0.64 m <sup>3</sup>	変更なし	○
プラスチック製廃棄物用	25.00 m <sup>3</sup>	1日	0.162 t	0.01 t/m <sup>3</sup>	16.20 m <sup>3</sup>	変更なし	○
生ごみ用	5.00 m <sup>3</sup>	1日	1.294 t	0.55 t/m <sup>3</sup>	2.35 m <sup>3</sup>	変更なし	○
その他可燃性廃棄物用	19.40 m <sup>3</sup>	1日	1.080 t	0.38 t/m <sup>3</sup>	2.84 m <sup>3</sup>	変更なし	○
合計	78.40 m <sup>3</sup>	-	-	-	36.89 m <sup>3</sup>	-	○
保管日数の設定根拠	既存の実績に基づく						
見かけ比重変更の理由	変更なし						
指針と異なる算定式の使用	変更なし						

(イ)小売店舗以外の施設の必要保管容量  
a 飲食店の廃棄物等

取扱品目	飲食店の面積	飲食店の保管容量	保管日数	日排出量	見かけ比重	必要保管容量	見かけ比重の変更
生ごみ等用	1,815 m <sup>2</sup>	-	1日	363.0 kg	550 kg/m <sup>2</sup>	0.66 m <sup>3</sup>	変更なし
保管日数の設定根拠	既存の実績に基づく						
見かけ比重変更の理由	変更なし						
指針と異なる算定式の使用	変更なし						

b 小売店舗以外の施設の廃棄物等(廃棄物等の保管場所が小売店舗と同一の場合)  
なし

(ウ)小売店舗から排出される廃棄物の増減要因

廃棄物排出量を減少させる要因		廃棄物排出量を増加させる要因	
レジ袋削減の実施	あり	空缶・空き瓶の回収箱設置	あり
ダンボール不使用納品の実施	なし	食品トレーの回収箱設置	なし
生ゴミ堆肥化施設の使用	なし	ペットボトルの回収箱設置	なし
廃棄物等圧縮機の使用	なし	食品加工場の設置	あり
脱水装置の使用	なし	物販店以外の施設との保管施設の共有	なし
その他	なし	その他	なし

※その他廃棄物減量化及びリサイクル等に係る取組み

・買い物袋持参運動等でレジ袋削減に取り組めます。
--------------------------

(エ)廃棄物保管施設の位置・構造

位置・構造	種類・処理方法ごとの分別の実施	分別廃棄を実施
	搬出作業の利便性の確保	なし
	搬出作業の騒音・悪臭対策の確保	車両通行部分の段差を極力なくします。
	生ゴミ保管施設の温度管理等の実施	なし
	生ゴミ保管施設の密閉性の確保	あり

イ 廃棄物等の運搬や処理について

十分な搬送頻度の確保	なし
繁忙期の特別な措置	搬出回数を増便
運搬(予定)業者(免許番号)	未定
運搬業者・処理業者に対する情報提供	なし
敷地内処理の配慮	すべて敷地外処理
廃棄物運搬・処理実施要綱等の制定	なし

ウ その他廃棄物関連対応策について

食品加工場等からの悪臭防止対策	臭気抜き(配管)を建物屋上階まで延長し臭気を開放します。
併設施設からの悪臭防止対策	小売店舗と同様の対策を行います。

評価  
○

(3) 街づくり等への配慮

街並みづくり等への配慮	外観・色彩等 周囲の街並みに対して過度な色彩、外観とならないように配慮します。 環境美化活動 ○ 従業員により定期的に店舗敷地内及び周辺の清掃を行います。
市町村等の公的計画への協力	協力要請があれば検討します。
照明等の配慮	光害に配慮し、周囲への光漏れを抑えた配置を計画致します。
敷地内の緑地計画	樹木及び芝生・地被植物による緑化を計画しています。緑化面積5,079m <sup>2</sup> 、緑化率10.6%。

評価  
○

## (仮称)イケア長久手

出店地連絡会議の意見概要	対応
1 イオンモール長久手開業による交通量を踏まえた交通検証を実施されたい。	<p>「イオンモール長久手・ロイヤルホームセンター長久手大規模小売店舗立地法に係る交通検討資料」をもとに、交通検証を行いました。交通検証の結果、需要率及び車線別混雑度に問題はありませんでした。(別紙1参照)</p> <p>イオンモール長久手のオープン後の状況を観察し、必要に応じて交通量調査を行う等、開業時の交通の実態に即した対策を検討します。</p>
2 オープン時及び繁忙期の渋滞対策、来退店経路の周知徹底並びに駐車場内及び出入口における適切な車両の誘導について関係機関と十分協議し、必要な対策を実施すること。	<p>【1】 オープン時の渋滞対策について、臨時駐車場を主要来店経路上に用意し、店舗駐車場及び店舗周囲に来店車両が滞留しないよう誘導を行います。また名古屋瀬戸道路の長久手インターの利用を積極的に案内します。</p> <p>【2】 モリコロパークイベント時の渋滞対策について、愛知県及び公園管理者と連携し、来店車両の案内と誘導、公共交通機関の利用促進を行います。</p> <p>【3】 名古屋瀬戸道路を利用する来客に対しては、主にWEBページの掲載により来店前の長久手インター利用の積極的な案内を行うとともに、自治体や道路管理者と連携し高速道路上における案内を検討します。 なお、名古屋瀬戸道路長久手ICの出口については、来退店経路の設定上、第1出口への誘導となりますが、オープン時の臨時対策も含め、道路管理者と協議し、適切な誘導を検討してまいります。</p> <p>【4】 名古屋方面退店経路(陶磁器資料館前交差点Uターン)の実効性を確保するための具体的な対策について、店舗内と駐車場内において経路案内を徹底します。 看板のアイデアを添付します。(別紙2参照)</p> <p>【5】 周辺生活道路への流入防止について、長久手市と協議しており、同市と連携し、生活道路や通学路への流入を防止する看板設置を検討します。</p> <p>【6】 来退店経路の周知方法について、WEBページの掲載等による事前周知と誘導看板の設置により、来退店経路の徹底を図ります。</p> <p>【7】 広域誘導看板及び交通整理員の配置計画については、公有地を含む臨時駐車場貸借可否が明確になり、且つ駐車場運営方法の合意後に策定します。</p> <p>【8】 駐車場内の誘導対策について、警備会社の決定後、看板と誘導員の配置箇所と配置内容の案を作成し、警察と協議を行います。</p> <p>【9】 入口と出口が異なるC方面の来客車両について、駐車場内における明確な出口案内誘導を行います。</p> <p>【10】 北西無信号交差点における入出庫車両の交錯に対する安全対策について、繁忙時には交通整理員を配置して誘導します。 閑散期を含む通常時においては、実態を鑑みて必要に応じて看板の追加の検討や、信号設置が必要な場合には警察と協議を行います。</p>
3 公共交通機関を利用した来店を促進する対策を実施すること。	<p>リモの利用促進策について、具体的な方法については今後当該交通機関と協議する予定です。</p> <p>名鉄バス・Nバスなどの路線の確保について、今後各交通機関と協議する予定です。</p> <p>公共交通機関の利用促進策について、具体的な方法については今後社内関係者にて協議する予定です。</p>
4 周辺の住環境に配慮し、関係法令を踏まえて騒音対策を実施すること。	<p>基準値を超える予測地点があり、苦情など問題が生じた場合における、具体的な対策については、来客車両への低速走行の誘導など防音対策を速やかに検討します。</p> <p>荷さばきの騒音における周辺環境への配慮について、深夜早朝時間帯についてはトレーラーのバック警告音を切るなど騒音への配慮を行います。</p>



## (仮称)イケア長久手

<p>5 店舗内外への防犯カメラの設置など防犯対策について、必要な対策を実施されたい。</p>	<p>店外駐車場の防犯カメラの設置計画について、イケア独自の安全・防犯基準に則り、駐車場等必要な場所に防犯カメラを設置し防犯に努めます。</p> <p>ATMコーナーの振り込め詐欺対策について、巡回警備員及びATM周辺の勤務者により、振り込め詐欺が疑われる場合の声掛け等防犯に努めます。</p>
---	---

出店地連絡会議の意見への対応に対する意見	対応
<p><b>【長久手市】</b>                      ・出店地連絡会議の意見番号2に対する回答に対する意見について                      イケア長久手店は県道力石名古屋線に接しており、県道力石名古屋線が愛知県屋外広告物条例第3条第1項第5号に基づく禁止区域に指定されており、禁止区域に接続する地域は同項第6号に基づく禁止区域となるため、誘導看板(案内看板)の設置には、規制があります。                      渋滞対策を検討する際には、愛知県屋外広告物条例の観点から、市都市計画課とも協議をすること。                      また、県道田名名古屋線も規制がある路線となりますので、合わせて協議すること。</p>	<p>誘導看板(案内看板)の設置については、長久手市都市計画課と協議を行います。</p>
<p><b>【愛知県道路公社】</b>                      案内・誘導について具体的な設置位置等が分かるものがあれば掲示してください。</p>	<p>駐車場の誘導案内看板について、警備会社の決定後、同看板の配置箇所と表示内容の案を作成し、警察と協議を行い、適正な場所に配置してまいります。</p> <p>広域誘導案内看板について、公有地を含む臨時駐車場貸借可否が明確になり、且つ駐車場運営方法の合意後に配置計画を策定し、適正な場所に配置してまいります。</p>

市町村の意見概要	対応
<p>1 駐車需要の充足等交通に係る事項                      ・周辺道路への交通量は、「イオンの出店」や「モリコロパーク内で開催する催し等」に伴う影響を考慮し検討すること。また、交通渋滞対策について、関係機関と調整すること。</p> <p>・交通誘導案内看板等を適正な場所に設置すること。</p> <p>・交通事故防止及び渋滞対策のため、交通整理員を適正な位置に配置すること。</p> <p>・店舗利用者の車両が、生活道路に進入しないように対策を講じること。</p>	<p>「イオンモール長久手・ロイヤルホームセンター長久手大規模小売店舗立地法に係る交通検討資料」をもとに、交通検証を行いました。交通検証の結果、需要率及び車線別混雑度に問題はありませんでした。(別紙1参照)                      イオンモール長久手のオープン後の状況や、モリコロパーク内で開催する催し等に伴う影響を観察し、必要に応じて交通量調査を行う等、開業時の交通の実態に即した対策を検討します。また、交通渋滞対策については、関係機関と調整の上計画してまいります。</p> <p>駐車場の誘導案内看板について、警備会社の決定後、同看板の配置箇所と表示内容の案を作成し、警察と協議を行い、適正な場所に配置してまいります。</p> <p>広域誘導案内看板について、公有地を含む臨時駐車場貸借可否が明確になり、且つ駐車場運営方法の合意後に配置計画を策定し、適正な場所に配置してまいります。</p> <p>交通事故防止及び渋滞対策のための交通整理員について、警備会社の決定後、看板と誘導員の配置箇所と配置内容の案を作成し、警察と協議を行い、適正な位置にしてまいります。</p> <p>生活道路への侵入防止対策について、長久手市と協議しており、長久手市と連携し、生活道路や通学路への流入を防止する看板設置を検討します。</p>
<p>2 騒音の発生に係る事項                      ・荷さばき可能時間帯が、24時間となっているが、近隣周辺住宅への影響を考慮し、深夜及び早朝に荷さばきを行わないように検討すること。</p> <p>・周辺の住環境に配慮し、関係法令をふまえた騒音対策を実施すること。</p> <p>・夜間における騒音低減対策として、駐車場の利用制限を検討すること。</p>	<p>住居立地箇所における荷捌き車両の騒音予測値が基準値を下回るよう、北側には防音壁を設置する計画としました。                      開業後に万が一周辺にお住いの方から苦情等寄せられた場合には、荷さばき車両の車路を屋根で覆うなどの物理的な対策を速やかに検討します。</p> <p>周辺の住環境に配慮し、且つ関係法令を遵守します。</p> <p>開業後に万が一周辺にお住いの方から苦情等寄せられた場合には、駐車場の一部利用規制等を速やかに検討します。</p>
<p>3 廃棄物に係る事項等                      ・事業所から排出されるごみは事業系ごみとなるため、長久手市一般廃棄物収集運搬許可業者に引取を依頼すること。</p> <p>・産業廃棄物の取り扱いには、十分に注意し、監督官庁の指示を仰ぎ、関係法令を遵守すること。</p>	<p>長久手市一般廃棄物収集運搬許可業者に委託します。</p> <p>産業廃棄物の取り扱いには、十分に注意し、監督官庁の指示を仰ぎ、関係法令を遵守します。</p>

(仮称)イケア長久手

住民等の意見の概要	対応
意見なし	—

県の意見の案
意見なし